

日サ協発第 190083 号
2019 年 5 月 16 日

関係各位

公益財団法人日本サッカー協会

国際サッカー評議会(以下、IFAB)から 2019 年 3 月 11 日付回状第 5 号をもって 2019/20 年の競技規則改正について通達がありました。通達自体の日本語訳は、下記のとおりです。

昨年(2018/19)の競技規則の改正は、「ビデオアシスタントレフェリー(VAR)」が競技規則に加わったことに伴う加筆や必要な変更があったものの、競技に直接関わる規則の改正という点では僅かなものでした。しかしながら、今回は競技に直結する規則の改正が数多く示されていることから、サッカー競技にかかわる関係者、特に競技者、監督/コーチそして審判員はこれらの改正を十分に理解した上で、プレー、指導そしてレフェリングに携わることが必要となります。

別紙 1「競技規則改正 2019/20(主な改正と明確化の概要)」を作成しましたので本通達と共に、各協会、連盟等において、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるようお願いいたします。これらの改正等は、国際的には 2019 年 6 月 1 日から有効となりますが、日本サッカー協会、各地域/都道府県サッカー協会等が主催する他の試合については、別紙 2 のとおり適用されます。

なお、今回の競技規則の改正についての説明用映像を本協会のホームページに 6 月初旬までに掲載する予定です。

第 133 回国際サッカー評議会(IFAB)年次総会における決定について

第 133 回国際サッカー評議会(IFAB)年次総会が、2019 年 3 月 2 日、アラン・マクレー スコットランド FA 会長が議長となり、スコットランドのアバディーンにおいて開催された。年次総会の主たる決定及び議事詳細は、下記の概略のとおりである。

1. 2018/19 競技規則

年次総会として、競技規則 2018/19 の改正がうまく受け入れられたことの報告は喜ばしく感じている。特に、テクニカルエリアにおける電子及びコミュニケーション機器の使用を認めたことで大きな問題が起きなかったことは、素晴らしいことであった。IFAB として、チーム役員の方々がこれらの機器を正しく使用し、また、競技規則第 4 条の規定をリスペクトしていただいたことに感謝したい。

2. 2019/20 競技規則

競技規則 2019/20 に向けて多くの改正が承認された。これらは、「play fair!」戦略の基本的な目的に沿って行われたものであり、競技者の行動を向上させ、リスペクトを高め、プレー時間を増加させ、更には試合をより公平・公正で魅力あるものにしていくこととなる。

すべての改正は、2019 年 6 月 1 日以降に始まるすべての親善試合及び大会において施行されなければならない。2019 年 6 月 1 日より前に始まった大会についても施行可能であり、次シーズンの競技会開始まで施行を遅らせることも可能である。

a. 現在の実験

サッカーの試合のイメージを向上させる、あるいは、交代やゴールキックでの時間ロスを減らす可能性のある競技規則改正にかかる実験が 2 年間実施されたが、年次総会は、そのフィードバックについて検討し、これらの実験に関連する 3 つの改正を承認した。

公益財団法人 日本サッカー協会

〒113-8311 東京都文京区サッカー通り(本郷 3-10-15) JFA ハウス
Tel.050-2018-1990 Fax.03-3830-2005
www.jfa.jp

- ・ 第3条 - 交代で退く競技者は、主審がハーフウェーラインから急ぎ、即座に退出することを認めた場合を除き、最も近い境界線の位置で競技のフィールドから出なければならない。
- ・ 第5条 - 主審は、不正行為を行ったチーム役員にイエローカード（YC）またはレッドカード（RC）を示すことができるようになり、YC/RCの対象となる主な不正行為が競技規則に記載される。不正行為を行ったチーム役員が特定されない場合、より上位のコーチにYC/RCが示される。
- ・ 第13条および第16条 - 守備側チームによるペナルティーエリア内のフリーキックおよびゴールキックについては、けられて明らかに動いたならば即座にボールはインプレーとなる。“競技者がボールを触れられるのはボールがペナルティーエリアを出てから”という要件は削除された。

“ペナルティーマークからのキック”の順番の代替案の実験で、“AB-BA”方式として知られている方式はうまくいかなかった。サッカーは本質的にシンプルなスポーツであることから、これまでの AB-AB の方式からの変更はない。

日本協会の解説

【チーム役員の不正行為について】

これまでもチーム役員が責任ある態度を取らない場合、主審が口頭で注意したり、退席を命じたりすることがありましたが、今回の改正で、チーム役員の不正行為がどのようなものか、また、その対応について、明確に示されました。

責任ある態度を取らないチーム役員は、不正行為を行ったと考えられ、行為の内容及び程度により「注意」「警告」「退場」という懲戒処置（競技者には競技規則上「注意」という懲戒処置はありません）がとられ、主審がチーム役員に対して「警告」するまたは「退場」を命じる場合、競技者に対するときと同様にイエローカードまたはレッドカードを用いて、公に処置します。

これにより、自らのチームの競技者や交代要員に対する行為も含め、チーム役員の不適切な言動についても、「挑発したり、相手の感情を刺激したりするような身振りや行動をする」ことは警告の対象となり、「攻撃的な、侮辱的な、または下品な発言や身振りをする」ことは退場の対象となりました。

【守備側チームによるペナルティーエリア内のフリーキック及びゴールキックについて】

今回の改正により、守備側チームによるペナルティーエリア（PA）内のフリーキック及びゴールキックは、PA 外でのフリーキックやコーナーキックと同様に、ボールはけられて明らかに動いたときにインプレーとなることから、PA からボールが出るのを待つ必要はなくなりました。

相手競技者はボールがインプレーになるまで、ゴールキックの場合は PA の外、フリーキックの場合は PA の外かつ 9.15m 以上離れなければなりません。ボールがインプレーになる前、すなわちボールがけられる前に相手競技者が PA にいた場合は、フリーキックなどはやり直しになります。

もっとも、PA 外のフリーキックと同じく、相手競技者が PA 外に出ようとしている間に、キッカー側がリスクを取って、フリーキックが行われてしまったならば、フリーキックなどのやり直しはなく、プレーは続けられます。すなわち、PA 外に出ようとした相手競技者もボールがインプレーになった後であればプレーに参加することができます。

b. 第8条 — 競技の開始及び再開:ドロップボール

現在のドロップボールでは、しばしば対立を招いたり、主審が再開を指示することで、例えばボールを相手ハーフ深くにけてスローインとするなど、公正でない状況が見受けられることがあり、満足のいく進め方ではなかった。

新しいドロップボールの進め方は、両チームの選手を呼ぶことなく1人の競技者にボールをドロップすることになる。他の(両チームの)競技者は、少なくとも4m(4yrd)離れていなければならない。ドロップ後、プレーは“普通に”行われる。つまり、ボールを相手チームに返すことはない。

プレーが止められたときボールがペナルティーエリア内であって、あるいは、最後にボールに触れたのがエリア内であった場合、ボールは守備側チームのゴールキーパーにドロップされる。それ以外のケースでは、最後にボールが触れた場所で、最後にボールに触れたチームの1人の競技者にボールはドロップされる。

c. 第12条 — ファウルと不正行為:手や腕でボールを扱う

ハンドの反則は、競技規則において最も“不明瞭な”ところであり、明快さに欠け、多くの混乱、一貫性の欠落、また、論議を引き起こしている。

“ファウル”及び“オフサイド”に関する規則は“(心理的な)意図”から“(物理的な)結果”に焦点をあてることにより分かり易くなったことから、この考え方を“意図のない”ハンドの反則の状況に適用するよう改正した。これにより、依然として”意図のある“ハンドは反則であるものの、ボールが”偶然“手や腕に当たった時の反則についてより明確にした。

その結果、ボールが次のとおり競技者の手や腕に当たったときは、罰せられることになる:

- ・ 通常“不自然”と考えられる肩の高さより上に手や腕をもっていく(ボールを意図的にプレーしているときを除く)ことでリスクを負っている。
- ・ 手や腕を体から離し体を不自然に大きくすることにより、不当に体の幅を大きくする。
- ・ (偶然であったとしても)ボールが手や腕に当たり、直接得点となる。
- ・ (偶然であったとしても)手や腕に当たったボールを保持したり、コントロールした後得点する、あるいは、得点の機会を得る。

しかしながら、上記の状況を除き、競技者は次の場合には通常ボールが手や腕にあたっても罰せられることはない:

- ・ 競技者自らの体、または(どちらのチームということなく)近くにいる他の競技者から来たボールで、ほとんど避けることができない場合
- ・ 競技者が転倒し、体を支えるため手や腕が体とグラウンドの間にある場合

日本協会の解説

【手や腕を用いて意図的にボールに触れる、あるいは扱う】

手や腕をボールの方向に動かし意図的にボールに触れることや扱うことがハンドの反則であるということに変更はありません。

【意図的ではなく(偶発的に)手や腕にボールが触れた-ハンドの反則となる状況】

手や腕を使用することを極力制限したサッカーでは、例えば意図がなく偶発的であってもボールが手や腕に触れて直接得点となったり得点の機会を得たりすることは受け入れられないものです。加えて、手や腕が「肩の高さより上にあった場合」や「肩から大きく伸ばされている場合」、更には、肩より高くなくても「手や腕を用いて体を不自然に大きくしている場合」にボールが手や腕に触れたならば、ハンドの反則を犯していることとなります。

また、「手や腕を肩より高く上げる」ことが「自然」な位置と考えられることは稀であり、スライディングをするときを含め、競技者は手や腕をその位置に置くことで「リスク」を負っていることとなります。ただし、競技者が意図的にボールをプレーしたのち、ボールが競技者自らの手や腕に触れた場合はハンドの反則にはなりません。

これらの基準が示されたことによりハンドの反則がより明確になりました。

【意図的ではなく(偶発的に)手や腕にボールが触れた-ハンドの反則とはならない状況】

通常、競技者自身、また近くにいた他の競技者の頭または体(脚・足を含む)からのボールが手や腕に向かってきた場合、ボールとの接触を避けることは不可能であることが多いためハンドの反則とはなりません。

ただし、既に手や腕が「肩の高さより上にあつた場合」や「肩から水平方向に大きく伸ばされている場合」、更には、肩より高くなくても「手や腕を用いて体を不自然に大きくしている場合」に、近くにいた別の競技者の頭または体(脚・足を含む)からのボールが手や腕に当たった場合はハンドの反則となります。

また、競技者がスライディングなどで体を倒し、体と地面の間に手や腕を置いて体を支えるのは自然なことであるため、この状態でその手や腕が体から横または縦方向に伸ばされていた場合を除き、ボールが手や腕に触れたとしてもハンドの反則とはなりません。

d. その他の競技規則改正

年次総会はその他多くの改正を承認した。特に:

- ・ ペナルティーキックをける競技者が負傷し、治療を受けた場合、その競技者は競技のフィールドに残り、ペナルティーキックをけることができる(第5条)
- ・ トスに勝ったチームは、攻めるゴールだけではなく、キックオフも選ぶことができる(第8条)
- ・ YC/RCの反則が起き、反則を犯されたチームが得点の機会を作り出すようクイックでフリーキックを行った場合、主審は次にプレーが停止されるまで YC/RC を示すことを遅らせることができる(第13条)
- ・ 守備側チームが3人以上から成る“壁”を作った場合、攻撃側チームの競技者は少なくとも1m以上“壁”から離れなければならない - 1m以内に侵入したならば間接フリーキックが守備側チームに与えられる(第13条)
- ・ ゴールキーパーは、ペナルティーキックが行われるときゴールライン上にいなければならないが(ゴールラインの前方でも後方でも不可)、ゴールライン上には片足のみあればよい(空中にある場合はラインの上方)(第14条)

e. 追加的な改正と明確化

その他、競技規則の明確化では、次のものが承認された:

- ・ マルチカラーやマルチパターン(柄)のアンダーシャツは、各袖の主たる色と同じであるならば認められる(第4条)
- ・ “クーリングブレイク”と“飲水タイム”の違いの説明(第7条)
- ・ ゴールキーパーがスローインや味方競技者が意図的にパスしたボールを“クリア”しようとしたが、“クリア”がうまくいかなかった場合、次にボールを手や腕で扱うことができる(第12条)

- ・ “認められない”ゴールの喜びで YC が示された場合（例：シャツを脱ぐ、フェンスによじ登る）、仮に得点が取り消されても YC はそのままとする。

日本協会の解説

ゴールキーパーがボールをプレーに戻すために明らかにボールをけた、またけろうとしたものの、ボールを思いどおりにけることができなかった場合、事実として既にけたあるいはけろうとしたとして判断されます。そのため、そのボールは味方競技者からのスローインや意図的にパスされたものでなくなったと考えられることから、ゴールキーパーは次にそのボールを手や腕で扱うことができるようになりました。

3. 将来の開発

年次総会は、次の play fair！ 戦略について議論をし、また、(iOS 及びアンドロイド向け)競技規則モバイルアプリや審判員やインストラクター向け競技規則のオンライン“チャレンジ”、新しい e-ラーニングツールについての説明を受けた。

4. ビデオアシスタントレフェリー(VAR)

年次総会は、VAR 実施支援承認プログラム (IAAP) を含む世界における VAR の使用状況及び 2018 FIFA ワールドカップロシア大会での成功についての説明を受けた。

年次総会は、‘play fair’ 戦略の三本柱に基づき、サッカーの試合がより楽しくプレーや観戦できるよう決定を行えたことを嬉しく思う。

サッカー界のすべての分野から多くの提案や援助をいただき、IFAB として深く感謝申し上げます。これらにより競技規則が広く展開されることで、グラスルーツから国際レベルまで、サッカーをさらに一層公平・公正、身近な、そして楽しいものになるのである。IFAB は、引き続き世界中から意見をいただき、競技規則が競技のフィールド上の公平・公正さ、また、健全性を確保できるようにして参りたい。

国際サッカー評議会

事務局長 ルーカス・ブラッド

日本協会の解説(IFAB からの通達に示されていない重要な改正事項について)

- 言葉による異議、侮辱的な発言など、すべての言葉による反則に対しては、間接フリーキックが与えられることとなります。
- 間接フリーキックにおいて、明らかに直接得点に結びつかないのであれば（オフサイドによる間接フリーキックが最たるもの）、主審は間接フリーキックであることを示すために一度片手を上げた後、下ろしてよくなりました。